

監査品質のマネジメントに関する 年次報告書

I 監査品質向上に向けた取組及び事務所の概要

01 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

経営理念 Corporate Philosophy

我々は、会計奉公の精神を堅持し、企業財政の健全化による我が国経済の永遠なる繁栄に寄与することを目的とします。

上記目的を達成するため、当監査法人は次のような経営理念のもと業務を推進致します。

01 誠実生 我々は、独立性を堅持し、常に誠実な行動を心がけます。

02 監査品質 我々は、監査品質を最優先で考えます。

03 専門性 我々は、専門性を磨き続けます。

04 チーム 我々は、共に働く仲間を尊重します。

05 柔軟性 我々は、変化を恐れず、迅速に対応します。

監査品質向上に向けた取組 Management Effort

当監査法人では、「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準備・運用しております。当監査法人は、監査業務の品質を適切に保つために品質管理規程及び監査マニュアルを策定し、監査業務が同規程及びマニュアルに従って適切に実施していることを確保しております。

①社員の責任体制

南青山監査法人では、大規模監査法人を想定した有限責任制度をあえて採用せず、監査パートナー全員が無限責任社員となりその相互監視・相互牽制により業務運営の適正化をはかる本来のパートナーシップ型法人運営形態を継続しております。また監査業務執行と経営・監視機能とは人的に分離せず、表裏一体の運営を心掛け、公認会計士である無限責任社員(監査パートナー)以外の者が監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除しております。

②法人の意思決定

大規模組織において求められる経営陣のリーダーシップによるトップダウン型経営とは異なり、無限責任社員(監査パートナー)8名全員による合議制の意思決定に基づくガバナンス運営を行っており、現状の人員組織規模においてはその実効性の確保は可能と判断しております。そのため組織規模の無原則な拡大を避け、無限責任監査法人としての適正規模での維持・成長を基本原則としております。また、具体的な法人運営に関する意思決定機能及び業務執行機能を担う機関として経営会議を置いております。

③監査の品質管理

無限責任社員(監査パートナー)8名全員により構成される社員会の他、監査実施者以外の者(審査担当者)による審査により、監査水準の品質向上と監査意見の公正性確保をはかっております。個別の問題事案が生じた場合には迅速な問題解決に注力しております。

また、監査業務の独立性に阻害要因が生じている場合は、監査法人の構成員でない会員に審査を依頼する、監査法人の構成員でない会員に監査業務の完了した監査業務の検証を依頼する等の阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準に軽減するためのセーフガードを設けております。

④独立性・公正性の確保

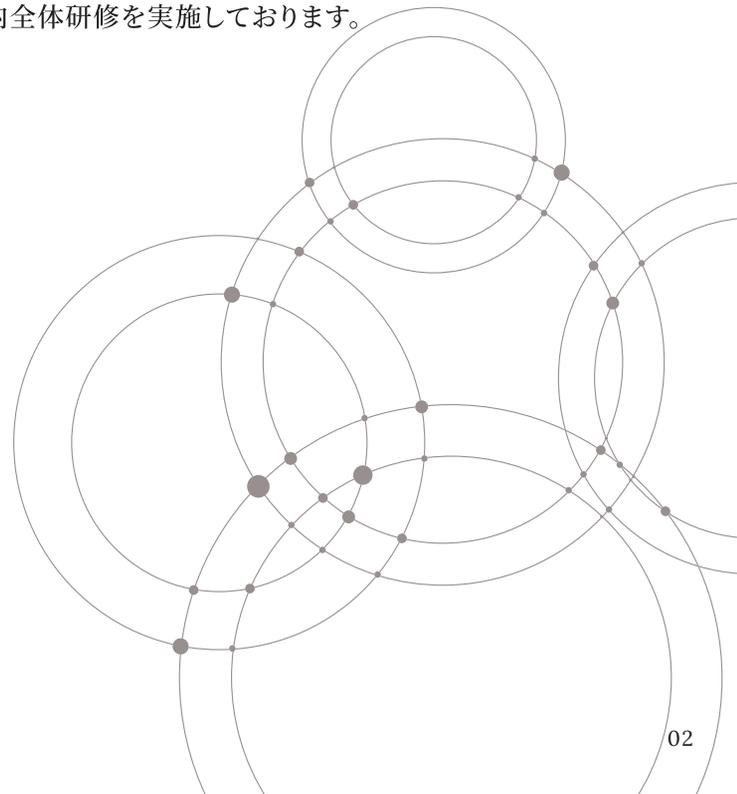
法人としての財務的基盤の安定も監査意見の公正性・独立性確保のため極めて重要と考えています。そのため十分な自己資本比率の充実・維持と、公認会計士職業賠償責任保険の最高額契約の方針を継続しております。

⑤情報セキュリティ

当法人は、セキュリティポリシーを定め、保有する情報に関して適用される日本の法令その他規範を遵守するとともに、その内容を適宜見直しております。

⑥専門性の確保

多様なバックグラウンドをもった人材の専門性を確保するために、継続的専門研修制度(CPD)における必須単位の取得を義務付けることに加え、自己啓発の積極支援、法人内全体研修を実施しております。



02 事務所概要

①名称

南青山監査法人

②事務所所在地

東京都港区虎ノ門5-11-2オランダヒルズ森タワー16階

③沿革

2019年11月 東京都港区南青山に南青山監査法人設立

2020年1月 東京都港区赤坂に本部移転

2023年3月 東京都港区虎ノ門に本部移転

④業務内容

- 監査保証業務
- 株式上場支援
- 財務デューデリジェンス及び株価算定業務
- M&Aアドバイザリーサービス
- 不正調査業務 など

⑤統括代表社員

高口 洋士

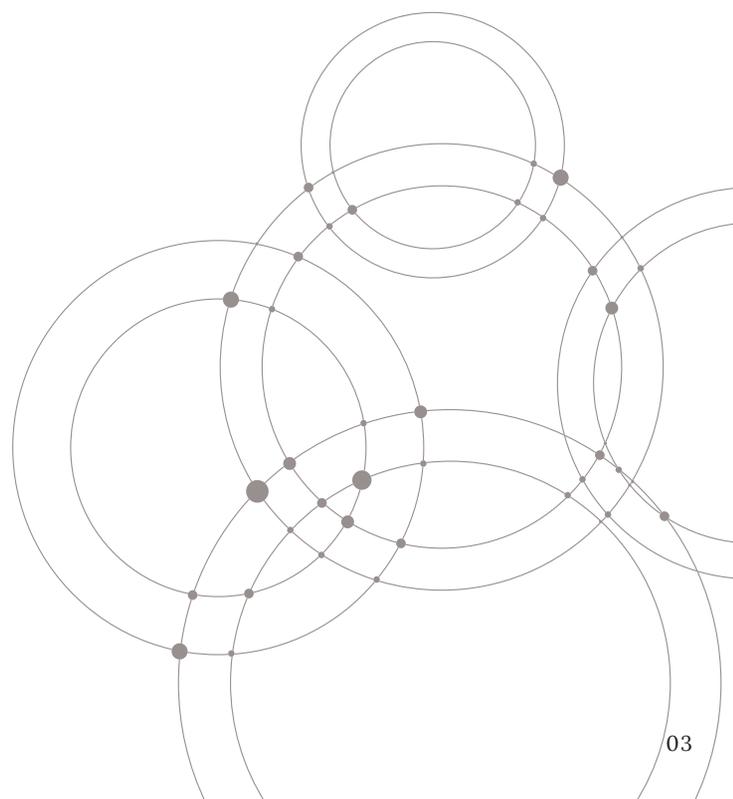
⑥人員

代表社員:6名

社員:2名

公認会計士:37名(非常勤を含む)

その他:6名(非常勤を含む)



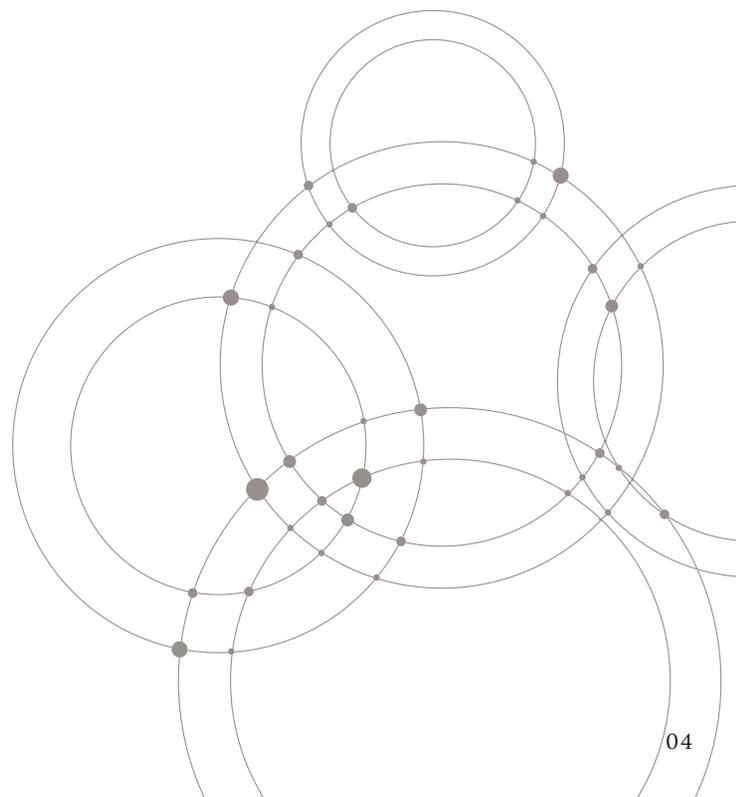
⑦監査対象会社数

2025年3月31日現在(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	6社	6社
金商法監査	—	—
会社法監査	2社	—
学校法人監査	3社	—
労働組合監査	—	—
その他の法定監査	14社	—
その他の任意監査	34社	—
計	59社	6社

⑧主な監査対象会社

- デリカフーズホールディングス株式会社(東証スタンダード)
- キッズウェル・バイオ株式会社(東証グロース)
- 株式会社文教堂ホールディングス(東証スタンダード)
- 株式会社EduLab(東証グロース)
- 株式会社ランドビジネス(東証スタンダード)
- 株式会社東京一番フーズ(東証スタンダード)



II 経営管理の状況等

01 品質管理基盤

当法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理のシステムを適切に整備し、運用しています。

なお、当法人は、監査業務の執行に際し担当外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう適切な品質管理のシステムの整備及び運用を行っています。また、それぞれの専門要員は、担当外の監査業務の執行に不当な影響を及ぼしてはならないこととしています。

品質管理のシステムは、この目的を達成するための方針と、その方針の適用及び遵守の確保のために必要となる手続から構成しています。なお、当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用しています。

当法人は、品質管理のシステムが適切に整備され、運用されていることを示すために、品質管理のシステムの整備及び運用の状況の記録・保存についての、文書化に関する方針及び手続を定めています。

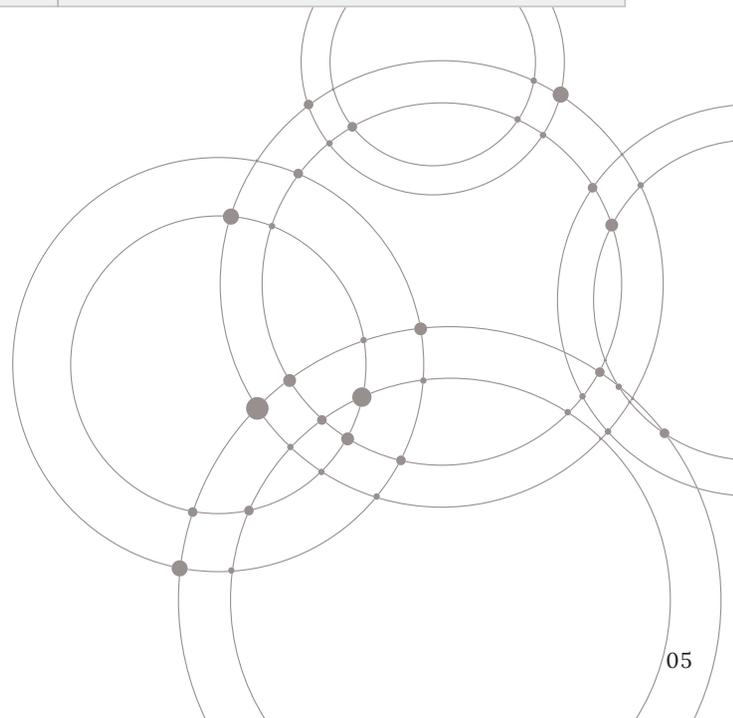
なお、当法人が定める品質管理のシステムの内容は、監査業務の質が合理的に確保される範囲において、当法人が扱う監査業務の目的や内容(公共性の程度等)の様々な要素によって異なるものとする事ができることとしています。

当法人は、本規程を職業的専門家としての基準及び適用される法令等の変更を反映し、適時に改訂し、保持することとしています。

品質管理に係る諸施策を浸透させるため、年4回、経営理念及び法人が監査品質を重視している旨を全構成員へ周知しています。

また、品質管理の諸施策が構成員に浸透しているかを確認するため、年1回、品質管理(規程)や風土の浸透、事務所への意見(フィードバック)についてアンケートを実施しています。

アンケート項目	Yesの割合
トップマネジメントは、監査の品質を重視している。	100%
監査チームは、監査の品質を重視している。	100%



①業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保(独立性の保持のための方針の策定)

職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理(独立性を含む)を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

社員は、当法人の品質管理のシステム等を通じて専門要員が職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していないことに気付いたときには、社員会で審議するなどの適切な措置を講じる必要があるとしています。専門要員は、識別された重要な問題及びその問題の解決方法を文書化しなければならないこととしています。

独立性

当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期に独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために講じる対応策若しくは阻害要因を生じさせている状況を除去するための対応策を適用することや、又は適切であると考えられる場合には監査契約を解除することを検討しなければならないこととしています。

■ 独立性及びインサイダーの遵守状況

	2024年3月期	2025年3月期
独立性チェックリストの回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件
インサイダー誓約書の回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

ローテーションの方針と手続

当法人は、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者)の長期間の関与に関して、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した方針及び手続を定めています。大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバル期間として筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、監査責任者は2会計期間を必要としています。

②業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを定める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。

当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況等を検討することとしています。また、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討することとしています。これらの検討過程及び結果は文書化し、特に問題点が識別されたにもかかわらず監査契約の新規の締結又は更新をする場合、問題点をどのように解決したかについて文書化しなければならないこととしています。

全ての監査契約の新規の締結及び更新について、関与先の誠実性、不正リスク、業務を実施するための適性、能力及び人的資源を有しているかを総合的に評価した上で、新規の監査契約の締結については社員会において決定することとし、監査契約の更新については経営会議において決定することとしています。

③業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

社員の報酬の決定に関する事項

社員の評価は、社員相互による評価を行った後、経営会議において決定しております。評価に当たっては、担当業務に係る事項(品質管理、クライアント管理、チーム管理)、法人業務に係る事項(法人運営、対外活動)、事業開発に係る事項(新規契約)の要素を定量化しつつ、定性面を考慮して総合的に実施しています。

社員の報酬は、評価結果を考慮し、経営会議により決定しています。

社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

監査業務において、重要な研修(当年度の基準等の改訂(会計・監査・税務・法令等))、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情報セキュリティに関する研修等を指定し、受講を義務づけています。なお、社員に対しては、当法人としての必須単位として、「監査の品質管理」及び「不正事例研究」科目に求められるCPD必須単位の2倍を課しております。

その他

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、採用、適性及び能力、評価及び報酬等の人事に関する方針及び手続を定めています。

専門要員を採用する場合には、監査に関する必要な知識があり、かつ品質管理規程を遵守し、必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材を選考することに配慮し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用することとしています。また、非常勤も含めた専門要員の評価については「人事評価規程」において、評価要素の定量評価に定性面を考慮して総合的に実施し、毎年社員会にて決定することを定めています。

④業務の実施及びその審査

監査業務の実施

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めています。当該方針及び手続には、監査業務の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法を含んでいます。

被監査会社のビジネスをより深く理解するためには、経営者や監査役等とのコミュニケーションが重要であると認識し、リスクを識別・評価する際の情報収集の一環として、また、監査計画や監査結果を説明する際にも経営者や監査役等と十分に意見交換しています。さらに、監査現場においても、会社担当者とのコミュニケーションを重視した監査を実施しており、論点になった事項に関して被監査会社と議論を尽くすことで、深度ある監査を実践しています。

専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を定めています。当該事項に直面した場合には監査責任者は審査担当者と事前に相談することとし、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせを行うことにしています。

監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せ先との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めています。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行できないこととしています。

専門要員は、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告することとしています。監査責任者は、適時に審査担当者に事前相談を行い、審査担当者と監査上の判断の相違が生じないように努めることとしています。

審査担当者と監査上の判断の相違が解決できない場合には、社員会において合議による審査を実施することとしています。

監査証明業務に係る審査

全ての監査業務について監査計画及び監査意見の形成のための監査業務に係る審査を行っています。当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としています。審査担当者は、必要な知識、経験、能力、職位、客観性、独立性等を考慮して適格性を検討した上で、選任しています。

監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めています。監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめており、最終的な整理を完了する期限は監査報告書日から60日以内としています。監査ファイルの最終的な整理の完了後に監査調書の変更又は追加する場合には、履歴を明確に記録することとしています。

⑤業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定め、品質管理のシステムに関する日常的監視及び完了した監査業務の検証を実施しています。

当法人は、十分かつ適切な経験と権限を有する者を監視の責任者として選任しています。また、完了した監査業務の検証を行う担当者を選任する場合には、社員会において、その経歴を確認の上、上場会社監査経験等を考慮の上で、その監査業務の実施及び審査に関与しない者を選任しています。監査業務の完了した監査業務の検証を外部に委託する場合には、当該検証の担当者から独立性チェックリストを入手しています。また、選任された者に対して当法人の方針及び手続に従って完了した監査業務の検証を行うことを求めています。

品質管理担当責任者は、監査責任者並びに他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならないこととしています。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施しなければならないこととしています。

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、外部通報窓口については、当監査法人ホームページに「監査ホットライン」として掲示しております。加えて、明確に定められた内部通報等の制度を定めています。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めています。

⑥業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当法人における品質管理に関する方針及び手続を定めています。品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理担当責任者を選任し、統括代表社員が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。監査責任者の選任に関しては、その職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保できるものを選任しています。

⑦監査事務所間の引継に関する方針及び手続

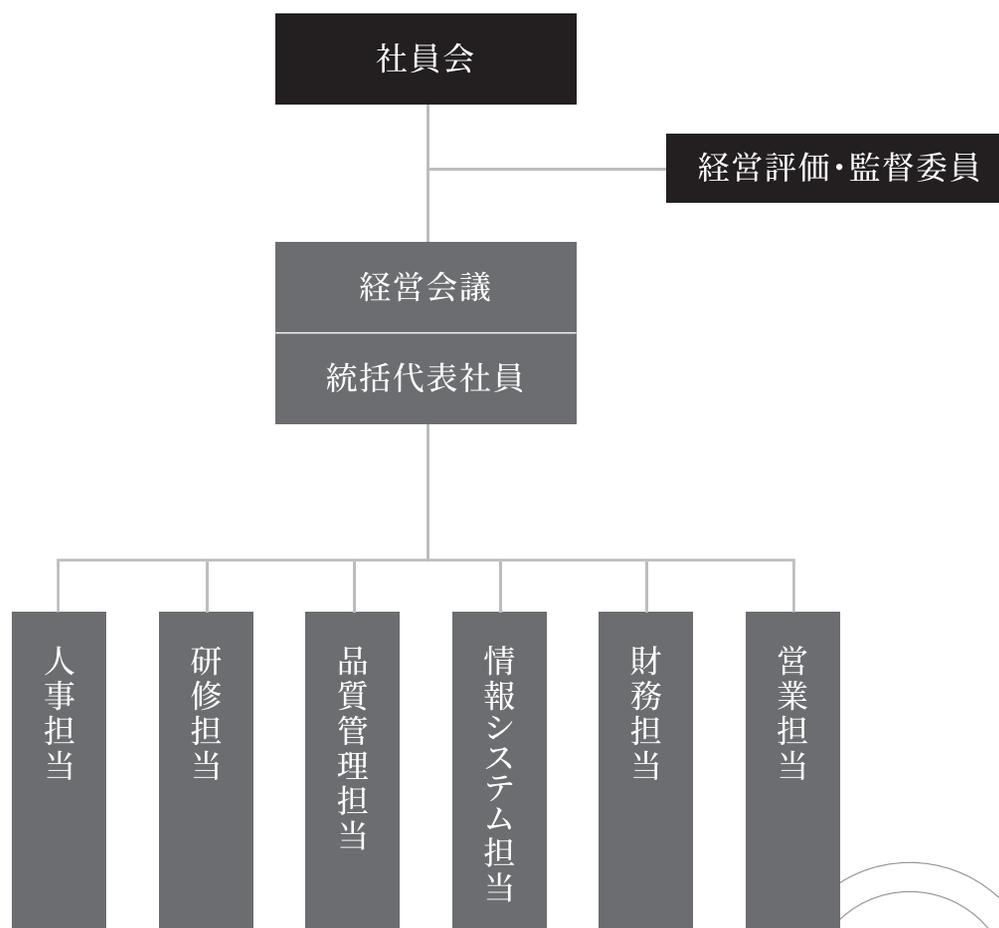
当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠するように方針及び手続を定めています。品質管理担当責任者は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、当該監査業務の引継が、当法人の方針及び手続に準拠して行われていることを確認しております。

02 組織・ガバナンス基盤

当監査法人においては、社員会が最終の意思決定機関であり、この職務実施責任機関として経営会議を設置しています。また、品質管理、情報システム、人事、研修、財務、営業業務につき、業務執行責任者を選任しています。

加えて、当監査法人は、2025年3月期より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を導入しております。

組織図 Organization Chart



■独立性を有する第三者

当監査法人のパートナーに加え、当監査法人及び当監査法人の関与先に対し継続して独立性を有する第三者であり、かつ、企業法務の専門家である弁護士(外部有識者)を迎え、組織的な運営の実効性に関する経営評価・監督機関としての役割を担っていただいております。

03 人的基盤

01品質管理基盤 ③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任をご参照ください。

なお、CPD履修単位については、履修状況を定期的に把握し、単位取得の遅れている構成員に対して注意喚起を行うことにより、履修状況を管理しています。

■ CPD履修単位平均実績

	2023年度	2024年度
社員	44単位	43単位
職員(公認会計士に限る)	44単位	43単位

04 IT基盤

監査法人の効率的な運営及び高品質な監査業務の実施のために、IT基盤の整備は重要と考えております。

当法人は、2025年3月期より電子監査調書システムを導入し、上場会社の監査業務において使用しております。また、監査業務はすべて法人からの貸与PC上で行い、ファイル共有システム(SharePoint)も導入しております。

■ 情報セキュリティ

社会的信頼性が求められる業務を行うに当たり、情報漏洩などを防ぐために、インシデント発生時のフローを含む情報セキュリティ対策基準等を定めております。また、情報セキュリティ責任者を選任し、情報セキュリティ対応の諸施策を実施しております。さらに、構成員に対し情報セキュリティに関する研修を定期的実施しております。

05 財務基盤

①報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

項目	2024年3月期	2025年3月期
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	19.2%	12%

上記のとおり、2024年3月期においては15%を超えているものの、2025年3月期においては15%を下回っており、独立性が問題となる”2期連続で15%を超える状況”とはなっておりません。このように、当監査法人は、特定の関与先に依存しない安定した財務基盤を保持しております。

②自己資本比率

当監査法人の自己資本比率は、下記のとおりです。

項目	2023年度	2024年度
自己資本比率	37.6%	33.9%

上記のとおり、十分な水準の財務健全性を維持していると考えております。

06 国際対応基盤

当法人には、海外駐在経験のある人材や米国会計基準に通じた人材が複数属しております。これらの人材を中心に海外の構成単位の監査などの国際対応の基盤を保持しております。

別紙 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	監査法人のガバナンス・コード	南青山監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	経営理念及び法人が監査品質を重視している旨を全構成員へ周知しています。 そのうえで、構成員とのオープンで透明なコミュニケーションを促進するとともに、構成員に十分な研修時間を確保するとともに、適切な研修を受講する機会を与えております。	I 01監査事務所の最高責任者からのメッセージ II 01品質管理基盤
原則 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	品質管理に係る諸施策を浸透させるため、年4回、経営理念及び法人が監査品質を重視している旨を全構成員へ周知しています。	I 01監査事務所の最高責任者からのメッセージ II 01品質管理基盤
原則 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	品質管理に係る諸施策を浸透させるため、年4回、経営理念及び法人が監査品質を重視している旨を全構成員へ周知しています。	I 01監査事務所の最高責任者からのメッセージ II 01品質管理基盤
原則 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	構成員とのオープンで透明なコミュニケーションを促進し、現場及びアンケートの実施によるフィードバックの機会を提供しております。 評価を定量化し公正な評価の実施と報酬の設定を行っております。 構成員の能力向上を図るために、構成員に十分な研修時間を確保するとともに、適切な研修を受講する機会を与えております。	I 01監査事務所の最高責任者からのメッセージ II 01品質管理基盤 II 01③業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任
原則 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	構成員とのオープンで透明なコミュニケーションを促進し、現場及びアンケートの実施によるフィードバックの機会を提供しております。	II 01品質管理基盤
原則 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人は、監査業務をはじめとした保証業務を主たる目的にしており、非監査業務については、監査業務に支障が生じない範囲での実施とする方針です。 非監査業務については、利益相反や独立性の観点から慎重に判断し、独立性に抵触する懸念がある場合には実施しない方針です。 また、非常勤者を含む当法人の構成員に対し兼業・副業を認めています。利益相反や独立性に抵触しないことを定期的に確認しております。	II 01①業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保(独立性の保持のための方針の策定)

	監査法人のガバナンス・コード	南青山監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
原則 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人は、現状、グローバルネットワークへは加盟しておりません。	—
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	当監査法人の社員は現在8名であり、社員会等において社員全員の意見を反映させることが可能な規模であることから、組織的な運営が行われていると考えております。	I 01②法人の意思決定
原則 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機能を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機能を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当監査法人においては、社員会を設置し、無限責任社員全員による合議制の意思決定に基づくガバナンス運営を行っております。また、具体的な法人運営に関する意思決定機能及び業務執行機能を担う機関として経営会議を置いております。当監査法人の社員は現在8名であり、上記社員会及び経営会議において社員全員の意見を反映させることが可能である規模であることから、組織的な運営が行われていると考えております。	II 02組織・ガバナンス基盤
	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	当監査法人では、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営の方針を社員会で決定しております。	I 01②法人の意思決定
	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	重要な事項に係る適切な判断を確保するため、適切な審査体制及び専門家の見解を入手できる体制を構築しております。	I 01③監査の品質管理
原則 2-2	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	経済環境等のマクロ的な観点を含む分析のため、調書様式を整えています。また、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行うため、コミュニケーションのための標準様式を整えています。	—
	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	当監査法人は、構成員の能力向上を図るために、構成員に十分な研修時間を確保するとともに、適切な研修を受講する機会を与えております。また、評価を定量化し公正な評価の実施と報酬の設定を行っております。	II 03人的基盤
	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	当法人は、電子監査調書システムを導入し、上場会社の監査業務において使用しております。また、監査業務はすべて法人からの貸与PC上で行い、ファイル共有システムも導入しております。また、情報セキュリティ責任者を選任し、情報セキュリティ対応の諸施策を実施しております。さらに、構成員に対し情報セキュリティに関する研修を定期的に行っております。	II 04IT基盤

	監査法人のガバナンス・コード	南青山監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
原則 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	社員は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して選任しています。各社員の担当領域を定め、各社員が担当領域に関する情報収集・リスク分析、効率的・効果的な業務運営の検討をリードしています。	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当監査法人は小規模であることから、監督・評価機関は設けておりませんが、社員会による経営機能の実効性について、独立性を有する第三者の弁護士による監督・評価を実施しております。 当該弁護士に対しては、適時に情報提供を行うなど、監督・評価の実効性を高めるよう留意しております。	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当監査法人は小規模であることから、監督・評価機関は設けておりませんが、社員会による経営機能の実効性について、外部の第三者である弁護士による監督・評価を実施しております。	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	経営機能の実効性を監督・評価する外部の第三者は、当監査法人及び当監査法人の関与先に対し継続して独立性を有する第三者であり、企業法務及び監査業界に詳しい方を選定する方針としております。	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ■ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ■ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ■ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ■ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ■ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	外部の第三者である弁護士は、社員会を中心とした法人経営(社員会及び経営会議の運営、諸施策の策定・実行、人事評価、通報への対応等)の実効性を評価する役割を担っております。	II 02組織・ガバナンス基盤

	監査法人のガバナンス・コード	南青山監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
原則 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監督・評価を行う弁護士に対しては、十分な検討の時間を確保できるよう、社員会での協議内容を事前に送付しており、その他重要な情報についても適時に提供しております。	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当監査法人は、小規模法人であり、基本的に社員会において意思決定を行う体制としております。社員が現場に近いことから、社員会の決定事項の伝達を含め、法人内の意見交換や議論は積極的に行われております。被監査会社とのコミュニケーションについては、定期的な実施を法人の方針として定めております。人材の育成・確保については法人として重要なテーマと考えており、研修の充実等の施策を実行しております。	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当監査法人の社員は、少人数かつ全員監査の現場に関与しております。法人運営において重要な情報等を各社員が持ち寄ることにより社員会での共有を図るとともに、社員会の考え方を現場に浸透させております。また、会計監査の品質向上に向けた諸施策の実行の決定は社員会で行っており、その決定過程で意見効果や議論を積極的に行っております。	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当監査法人は、監査品質の維持向上のために、構成員に十分な研修時間を確保するとともに、適切な研修を受講する機会を与える方針としております。当該方針のもと、毎年法人独自の研修方針・計画を定め実行しております。評価については、社員及び専門要員の評価項目に「品質管理」を含めることにより、職業的懐疑心を適正に発揮したかが評価される仕組みとしております。また、専門要員の採用においては、監査に関する必要な知識があり、かつ品質管理規程を遵守し、必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材を選考する方針としております。	II 01品質管理基盤 II 03人的基盤

	監査法人のガバナンス・コード	南青山監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
原則 4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ■ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ■ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ■ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>業務の実施に当たっては、業務の遂行に必要なとされる適性、能力及び経験を考慮し、社員及び職員を選考しております。</p> <p>当監査法人は、監査品質の維持向上のために、構成員に十分な研修時間を確保するとともに、適切な研修を受講する機会を与える方針としております。当該方針のもと、毎年法人独自の研修方針・計画を定め実行しております。</p> <p>社員及び専門要員の評価においては、知見や経験を評価項目に含めており、人事考課の情報を社員会において共有することにより、その後の選考に活用しております。</p> <p>当監査法人は、監査品質の維持向上のために、構成員に十分な研修時間を確保する方針としております。</p>	<p>II 01品質管理基盤</p> <p>II 03人的基盤</p> <p>II 01品質管理基盤</p> <p>II 03人的基盤</p>
原則 4-4	<p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>当監査法人は、すべての被監査会社CEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で、定期的に監査上のリスク等に関するコミュニケーションを行うこととしております。</p>	<p>II 01品質管理基盤</p>
原則 4-5	<p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p>	<p>外部通報窓口については、当監査法人ホームページに「監査ホットライン」として掲示しております。内部通報については、規程を整備し、通報者が不利益な取り扱いを受けないよう定めている。</p>	<p>II 01品質管理基盤</p>
原則 5	<p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>	<p>本原則の適用状況や監査の品質向上への取組みに関する情報開示は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っております。</p> <p>当報告書を用いて内部及び被監査会社など外部からの評価を意見交換を通じて行い、改善に活用してまいります。</p>	<p>II 01品質管理基盤</p>
原則 5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>当監査法人のホームページに開示している「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において説明しております。</p>	<p>II 01品質管理基盤</p>

	監査法人のガバナンス・コード	南青山監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
原則 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ■ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ■ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ■ 監査法人における品質管理システムの状況 ■ 経営機関等の構成や役割 ■ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ■ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ■ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) ■ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ■ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ■ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ■ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>当監査法人のホームページに開示している「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において説明しております。</p>	<p>II 01品質管理基盤</p>

	監査法人のガバナンス・コード	南青山監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
原則 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ■グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ■会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ■会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>当法人は、現状、グローバルネットワークへは加盟しておりません。</p>	—
原則 5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>被監査会社に対しては、定期的に「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を用いて当監査法人の取組みなどを説明し、意見交換を行っております。当該意見交換の結果は社員会において共有しております。また、監督・評価を行う第三者の弁護士にも共有し、意見を求めることにより、その後の外部との意見交換において活用してまいります。さらに問合せ窓口を設置し、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表することで、その他の資本市場の参加者からの意見を収集できる環境を構築しております。</p>	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>「監査法人の組織的な連宮に関する原則」の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性については、今後、社員会において定期的に評価していく予定です。「監査に関する品質管理基準」では、品質管理システムに関する最高責任者が、少なくとも年に一度特定の基準日において品質管理システムについて評価しなければならないと定めております。当監査法人における評価基準日は当監査法人の事業年度末である3月31日としており、第一回目の評価は2026年3月31日を基準日として実施する予定です。</p>	II 02組織・ガバナンス基盤
原則 5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>被監査会社に対しては、定期的に「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を用いて当監査法人の取組みなどを説明し、意見交換を行っております。また、当報告書をホームページに公表することにより、資本市場の参加者等とコミュニケーションを図っております。当該意見交換及びコミュニケーションの結果は社員会において共有しております。また、監督・評価を行う第三者の弁護士にも共有し、意見を求めることにより、その後の外部との意見交換において活用してまいります。</p>	II 02組織・ガバナンス基盤